

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、加守土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 叔生	葛城市加守一〇四
〃	高橋 秀光	〃 一〇三六
〃	西井 忠靖	〃 一〇二四
〃	吉川 克之	〃 六七六
〃	杉岡 正浩	〃 五六六―三
〃	高橋 清次	〃 一〇九七
〃	石田 久雄	〃 三八四
監事	杵岡 有徒	〃 六四五
〃	岡 邦光	〃 一〇九六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	細川 家央	葛城市加守一〇一九
〃	細川 秀徳	〃 一〇二一
〃	岡 徳藏	〃 一〇八四
〃	杉岡 康次	〃 六四〇
〃	吉川 悦義	〃 五七六
〃	岡 治	大阪府住吉区山之内二―五―二六―一〇三
〃	石田 久之	葛城市加守四六一―四
監事	駒井 茂喜	〃 五七〇
〃	高橋 叔生	〃 一一〇四